

【インターネットで確定申告「e-Tax」のご利用について】

「インターネットで確定申告「e-Tax」」とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

リーダライタ」をご自身でご用意していただく必要があります。（注）住民基本台帳カード内の電子証明書は、平成30年で

すべて失効。）

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月からは、e-Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用が可能になります。

ご利用の際は、本人確認の必要があるため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の取得や、カードを読み取るための「ICカード

詳しく述べて詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

操作に関して詳しいことは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクまでお問い合わせください。
☎ 0570-01-5901

詳しく述べて詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

操作に関して詳しいことは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクまでお問い合わせください。
☎ 0570-01-5901

従者のマイナンバーについても記載が必要です。

【所得税等の還付申告について】

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
(e-Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。)

④申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
(e-Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。)

従者のマイナンバーについても記載が必要です。

は追加しないこととします。

①令和元年分の申告書に納税者のマイナンバーを記載して提出します。

②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専業者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
(e-Taxご利用の場合、書類の添付は不要です。)

④確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には、「マイナンバー」欄

は追加しないこととします。

従者のマイナンバーについても記載が必要です。